

令和 2年 3月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱
の一部を改正する要綱

姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱（平成19年9月1日制定）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「経費」の次に「及び第7条第1項の規定による交付決定を受ける前に整備若しくは改修に着手し、又は購入したものに係る経費」を加える。

附 則

この要綱は、令和2年3月17日から施行する。